

墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

区議会から単独条例制定の要請があったため、区議会に係る費用弁償の規定を削除するとともに、費用弁償の対象として、公職選挙法の規定により選挙の効力に関し選挙管理委員会が関係人に出頭を要求した場合、及び行政不服審査法等の規定により審理員、審査庁又は行政不服審査会が参考人等に出頭を要求した場合を新たに規定し、併せて、費用弁償の種類を明確化する等の改正を行う必要がある。

2 改正概要

- (1) 条例の名称について、「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」を「墨田区選挙管理委員会等の調査に出頭する者の費用弁償に関する条例」に改めるとともに、議会が調査のため選挙人その他関係人の出頭を求めた場合、及び議会の委員会が利害関係人若しくは学識経験者の参加又は参考人の出頭を求めた場合の費用弁償に係る規定を削除する。
- (2) 公職選挙法に基づいて選挙の効力に関して選挙管理委員会が関係人に出頭を要求した場合について、費用弁償の対象に加える。
- (3) 行政不服審査法等に基づいて審理員、審査庁又は行政不服審査会が参考人等に出頭を求めた場合について、費用弁償の対象に加える。
- (4) 費用弁償について、これまで日当としていたものを旅費に改め、その種類を鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、その支給額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例によることとする等の改正を行う。

3 施行期日

公布の日